

○洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条第 4 項の規定に基づき、洞爺湖町議会の議員(以下「議員」という。)に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 条例 32・一部改正)

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 284,000 円

副議長 月額 233,000 円

常任委員長 月額 209,000 円

議会運営委員長 月額 209,000 円

議員 月額 185,000 円

(平 20 条例 32・一部改正)

(議員報酬の支給方法)

第 3 条 議員が、月の途中においてその職に就いたとき、又は任期満了、辞職、失職、除名、若しくは議会の解散(以下「退任」という。)によりその職を離れたときは、前条の規定にかかわらずその月に在職した日数を基礎とした日割計算により議員報酬を支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その月の議員報酬の全額を支給する。

2 議員報酬支給後において退任によりその職を離れたときは、前項の規定にかかわらずその月の議員報酬の全額を支給する。

(平 20 条例 32・一部改正)

第 4 条 議員が自己都合、疾病その他の事由の届出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を第 2 条に定める議員報酬の額から減額するものとする。

議員活動ができない期間	減額の割合
90 日以上 180 日未満	100 分の 20
180 日以上 1 年未満	100 分の 30
1 年以上	100 分の 50

2 前項の規定による議員報酬の減額は、議員活動ができない期間が 90 日、180 日又は 1 年を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からそれぞれ開始し、議員活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終了する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、議員活動のできない事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、減額しないものとする。

(1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等

(2) 町から要請されて陳情活動した際の事故による療養

(3) 町長が招集する会議又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養

(4) 議長が招集する会議又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養

(5) 災害等の発生により、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養

(6) その他議長が特に認めたもの

(平 20 条例 32・一部改正)

(費用弁償)

第 5 条 議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、[洞爺湖町職員の旅費に関する条例\(平成 18 年洞爺湖町条例第 38 号\)](#)による。

(期末手当)

第6条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退任によりその職を離れた者についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月1日の場合においては100分の215、12月1日の場合においては100分の235を乗じて得た額に、[洞爺湖町職員の給与に関する条例\(平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。\)](#)第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(平19条例24・平20条例32・一部改正)

(支給方法)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、[給与条例](#)の適用を受ける職員の例による。

(平20条例32・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(平19条例17・旧附則・一部改正)

(平成19年度における期末手当の特例措置)

2 平成19年度に限り、第6条第2項中「報酬の月額及びその報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは、報酬月額とする。

(平19条例17・追加、平20条例17・一部改正)

3 平成19年度に限り、期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、その額は同項に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

(平19条例17・追加)

(平成20年度における期末手当の特例措置)

4 平成20年度に限り、第6条第2項中「議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「議員報酬の月額」とする。

(平20条例17・追加、平20条例32・一部改正)

5 平成20年度に限り、期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

(平20条例17・追加)

附 則(平成19年3月7日条例第17号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成19年11月26日条例第24号)

この条例中第1条の規定は、平成19年12月1日から、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(洞爺湖町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 洞爺湖町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年洞爺湖町条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年9月19日条例第32号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。